

## 意見書

平成14年5月27日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 104-8508  
住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号  
氏 名 日本テレコム株式会社  
代表取締役社長 ウィリアム・ティー・モロー  
電話番号 03-4288-8018  
FAX番号 03-5543-1969  
(担当：経営戦略本部 吉野)

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」最終報告  
草案に対し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

### はじめに

ネットワークのIP化・ブロードバンド化といった、ネットワークや市場の環境変化が急速に進行している中、ITを核とする新たなビジネスモデルに関する公正競争確保や規制の在り方について議論がなされたことは大変有意義なことであると考えます。特に、中間報告にて示された各レイヤーにおける個別の論点についての検討及び一種二種規制の見直しまで踏み込んだ検討に加え、今回、各市場における市場支配力の検証・分析ための有効競争レビューの実施に向けた検討がなされている点について、高く評価いたします。

また、最終報告の取りまとめにあたり、このような形で意見を提出する機会を与えていただいたことを厚くお礼申し上げます。弊社の具体的意見及び要望について、下記のとおり各論において述べさせていただいておりますので、宜しくお取り計らいの程お願い致します。

なお、本意見書はボーダフォン グループ Plc、ジェイフォン株式会社及び弊社、3社の共通認識に基づき作成したものであり、ジェイフォン株式会社からも意見が提出されておりますので、弊社意見と併せご検討いただきますようお願い申し上げます。

原文中の下線については、弊社にて記入いたしました。

## 第一章 今後の競争政策の在り方に関する基本的視点

### 1 - 3 . 競争ルール整備における基本的考え方

#### (2) 競争促進的なルールの確立 (P.10)

電気通信市場においては昭和60年に市場の全分野に競争原理を導入し、それ以降、いわば「独占」から「競争」への移行過程にあることから、事業者間の競争を促進する枠組みを確立していくことが必要である。そのため、電気通信市場において通信事業者の行動結果として生じた競争上の問題を事後的に排除する措置を充実させると共に、必要に応じて事前の競争ルールを確立し、より競争促進的な市場環境を創出していくことが求められる。

電気通信は、ネットワークの外部性が働くことによる自然独占性が強い性格を有している上に、我が国においては制度的に独占の形で運営されてきた経緯があります。したがって、市場支配的な事業者に対して事前に競争ルールを整備することは、複数の事業者による活発な競争を促すために、必須であると考えます。また、規制の予見可能性を高めるため、個々の事例に対応する短期レンジのルール策定にとどまらず、長期レンジで規制の変化の方向を明示することが必要であると考えます。

しかしながら、急速に市場が変化し、新たなビジネスモデルによって様々な革新的なサービスが登場している電気通信市場においては、市場支配的でない事業者に対する規制は、柔軟なサービス展開の支障となることから、必要最低限の規制にとどめるべきと考えます。

#### (1) 有効競争レビューの定期的実施 (P.10)

電気通信市場は急速な構造変化を生じている市場であり、公正競争環境を創出するための競争的枠組みを維持するとともに、競争進展の程度に応じた最小限の規制環境を維持し、他方、市場支配力の乱用がなされている又はそのおそれがあると認められる場合、これを速やかに除去し得るよう、常に市場をモニタリングし、所要の公正競争確保のための措置を講じていく必要がある。このため、市場のモニタリングを実施するための一つの重要な手段として、有効競争レビューを定期的実施していくことが適当である

最終報告草案に賛同いたします。電気通信市場は急速に進展しており、新たなビジネスモデルが次々に登場する中で、市場支配的な事業者が新市場において市場支配力を行使しているかどうかについては継続的に検証する必要があり、その分析及び見直しのため、有効競争レビューを実施することは有効であると考えます。

## (2) 事業者間の紛争処理と競争ルールの有機的連携 (P.11)

平成13年6月、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が公布されたのを受け、同年11月に総務省に電気通信事業紛争処理委員会が設置され、電気通信事業者間の紛争処理機能の強化が図られた。競争ルールの策定については、上記(1)の有効競争レビューを定期的実施する中で必要と認められる施策を随時適切に講じていくことが求められるのは当然のことであるが、加えて、電気通信事業者間の紛争事案の処理過程で把握し得た競争ルールの改善策について、迅速に措置していく等のプロセス(具体的には、競争ルールの策定後、事業者間の個別の紛争事案の処理を通じて明らかとなった競争ルールの課題について適切な改善策を講じ、これを新たな競争ルールとして運用していくという好循環)も重視していくことが適当である。

最終報告草案に賛同いたします。また、競争ルールの見直しについては、具体的な紛争事案の他、ペティション(請願)制度の導入等により広く関係者の意見を反映していただきたいと考えます。

さらに、競争ルールの策定にあたり紛争処理を有効に活用するためには、現状斡旋・仲裁の対象となっている、協定及び契約の細目についての協議の不能もしくは不調といった接続レベルの問題にとどまらず、営業上の問題(例えば、特定の事業者に対する差別的取扱い)等についても委員会に属される事項として処理されるべきと考えます。その場合においては、現行電気通信事業法の罰則規定(罰金等)に加え、ドミナント事業者の反競争的行為を防止するためのインセンティブ(抑止的効果)としての罰則規定の見直しもあわせて検討すべきと考えます。

## (3) 競争ガイドライン等の策定 (P.11)

電気通信市場のように市場環境の変化が激しい分野においては、競争ルールの在り方として、電気通信事業法等の法令に基づく規制の枠組みを前提としつつ、上記の事業者間の個別の紛争事案の処理と競争ルールの有機的連携に加え、迅速な競争ルールの整備を図る観点から、その一方策として、以下に示すように競争ガイドライン等の策定に努めていくことが必要である。すなわち、

- (a) 新たなビジネスモデルの登場に対応し、当該ビジネスモデルが制度的な枠組みの中で円滑に実現できるよう、随時、制度運用方針としてガイドライン等を策定することにより、競争ルールの透明性を確保していくことが求められる。
- (b) また、事業展開上生じる各種の競争政策上の問題点について、必要に応じ、関係事業者に行政当局が加わった形で「自主的競争ガイドライン」を策定・運用することも選択肢として考えられる。

「自主的競争ガイドライン」を効果的に策定・運用するためには、最終報告草案にあるように、関係事業者に行政当局が加わった形により、海外で採られているような「共同規制 (Co-Regulation)」アプローチを採用すべきと考えます。すなわち、行政当局が業界団体に対して政策の枠組みを示して基準及び行為規範の策定を要請・監督し、業界団体が自己規制基準を運営することにより、策定された基準を効果的に運用し、競争を促進することが可能となると考えます。

#### (4) 電気通信事業法と独占禁止法の有機的連携 (P.11)

電気通信事業法と独占禁止法の双方の観点から、相互に連携しつつ競争促進を図っていくことの重要性も増してきており、平成13年11月、公正取引委員会と総務省が共同で策定・公表した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下「競争ガイドライン」という。)を活用するとともに、市場実態を踏まえつつ、逐次その改善・充実を図っていく必要がある。

電気通信事業法と独占禁止法が相互に連携しつつ一貫した形で運用されるために、総務省殿及び公正取引委員会殿が情報の共有、政策の構築及び管轄についてのルールを構築していただくことを要望いたします。

## 第2章 レイヤー縦断型のビジネスモデルと競争環境整備の在り方

### 2-2. 市場支配的な事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデル

#### 2-2-1. 東西NTTの活用業務認可ガイドラインの整備 (P.19~P.21)

東西NTTは、NTT法第2条の規定により、業務範囲を地域通信業務に限定されているが、昨年6月に成立した「改正法」により、「地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」であって「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」は、総務大臣の認可を受けて、同社の保有する設備、技術又は職員を活用して行う電気通信役務（以下「活用業務」という。）を営むことが可能となった。

東西NTT殿の業務拡大が認められるためには、そもそも「公正競争条件が整備され、また、NTTによる自主的な競争促進措置が講じられる等により、地域通信市場において競争が確実に進展することが必要」(平成12年12月21日電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」)であると認識しており、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」は厳格に注視すべきと考えます。

本来、東西NTT殿が業務拡大を行った場合に厳密に公正競争を確保するためには、ネットワーク部門とリテール部門との構造分離（垂直分離）及び独占事業リテール部門と非独占事業リテール部門との子会社分離（水平分離）を行うことが必要と考えます。

「活用業務認可ガイドライン」においては、東西NTT殿の業務拡大にあたって一定の公正競争条件の担保がなされているものと認識しておりますが、東西NTT殿の業務拡大の認可申請時には厳格にガイドラインを運用すると共に、有効競争レビュー等により、東西NTT殿がネットワークレイヤーにおける市場支配力を背景としたレイヤー縦断型ビジネスモデルによって公正競争を阻害することのないよう継続的に検証を行い、「競争政策が十分に進捗しない主な原因が東西NTT殿によるボトルネック資源の独占にあると判断される場合は、別途そうした構造問題を解消するための抜本的な措置を講じることが必要」(平成14年2月13日情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」)であると考えます。

このため、一定の公正競争条件が担保されることを前提として、東西NTTがコンテンツ配信等の上位レイヤーに進出するとしても、放送業への進出ができない限り、コンテンツのデリバリーチャンネルを支配し、市場支配力を濫用するおそれは少ないと考えられるため、こうした上位レイヤーへの進出は、一概には否定されるものではないと考えられる。

しかし、多様なコンテンツが放送以外のブロードバンドネットワークを介して配信される状況が一般的となった段階において、東西NTTのネットワークレイヤーにおける市場支配力との連関性について検証する必要性が生じてくるものと考えられる。(以下、略)

放送法における「放送業」以外にも、既にコンテンツデリバリーチャンネルとしてのブロードバンドネットワーク事業は広まりつつあり、コンテンツ配信事業には高速なアクセス回線の利用が必要であることから、光ファイバ回線においてもドミナント性を有する東西NTT殿の市場支配力の影響は大きいものと考えております。東西NTT殿が上位レイヤーへの進出の認可申請を行った場合には、コンテンツデリバリーチャンネルとネットワークレイヤーにおける市場支配力との連関性について厳格に検証するとともに、有効競争レビュー等による継続的な検証も必要と考えます。

#### 2-2-2. 東西NTTの子会社等による上位レイヤーへの進出 (P.22~P.23)

したがって、NTT持株及び東西NTT子会社等については、その実態を十分に検証した上で、構造的に公正競争上の問題が生じていることが判明した又はその懸念が大きい場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の適用範囲の拡大を含む新たな是正措置を講じることや、例えばグループ・ドミナンス(市場支配的な事業者が子会社等と共同又はこれを經由して関連市場において市場支配力を行使すること等について一定の競争ルールを課すもの)の概念の導入の是非についても、諸外国の状況等も勘案しつつ、必要に応じて検討していく必要がある。

日本においては、実態として従来から東西NTT殿が子会社を通じインターネット等の業務を提供しておりますが、子会社がインターネット等の業務を提供するにあたっての公正競争の確保については、全く議論がなされていないと認識しております。「公正競争上の問題が生じている」かどうかについて、有効競争レビュー等によって継続的に検証を行うと共に、グループ・ドミナンスの概念の導入について早急に具体的な検討を開始すべきと考えます。

#### 2-3. その他の固定系事業者によるレイヤー縦断型のビジネスモデル (P.24)

この点、市場支配的でない一種事業者についても、すべて卸部門と小売部門の会計分離を求める意見があるが、

- (1) 改正法における非対称規制の整備により、市場支配的でない一種事業者については、契約約款の認可制を届出制に緩和する等、一連の規制緩和措置を講じてきてい

るであり、改めてこれら一種事業者全体に追加的な規制を課すことについては慎重でなければならないとの考え方もある。

- (2) また、仮に公正競争を阻害する問題が発生している又は発生することが懸念される場合は、具体的な個別事案ごとに、不当な差別的取扱いに対する業務改善命令等の措置を講じることにより、事後的に是正措置を講じること法制上可能である。このため、少なくとも当分の間は、こうした制度運用の中で、個別事案ごとに料金設定等の適正性を確保していくことが適当であると考えられる。

市場支配的でない事業者に対する規制は、当該事業者にとってのリスクを高め、競争阻害につながることから、必要最小限のものとすべきであり、規制の適用は慎重に行うべきと考えます。



### 第3章 各レイヤーにおける競争環境整備の在り方

#### 3-1. ネットワークレイヤーにおける競争環境整備の在り方

##### 3-1-1. 加入者系ネットワークの多様化の推進

###### (2) 固定系アクセス網の多様化 (P.31)

(略)

なお、都市部においては、ビル所有者からの委託を受けてビル内に光ファイバ網等を構築し、これをビル外の専用線等を経由してインターネット網へ接続する事業者であるBLEC (Building Local Exchange Carrier) も登場しており、今後の動向が注目されている。

BLECは、ビル内の電気通信設備を独占している結果、当該ビルのテナントが利用する通信事業者を自由に選択することを制限する事となります。この点において、東西NTT殿の加入者回線と同様ボトルネック性は高いと認識しており、ビルテナントが自由に通信事業者を選択できるような措置を講ずることが必要であることから、今後有効競争レビュー等において、BLECのボトルネック性を継続的に注視すべきと考えます。

## 第4章 IP化の進展に対応した競争環境整備の在り方

### 4-3. IP網構築の進展に伴う市場構造の変化

#### 4-3-3. 事業者間競争の新展開 (P.58)

今後加速的に進展していくものと見込まれるブロードバンド化とこれに対応したIP化の進展は、通信コストの低廉化や新規サービスの普及を通じて、マクロ的には構造改革の推進や国際競争力の向上を実現し、我が国経済の活性化をもたらすという意味において、政策的にその推進を図っていく必要があるものと考えられる。他方、既存事業者側から見れば、上述したとおり、従来の回線交換網に係る資本回収、上位レイヤーその他の事業領域における新たな収益基盤の確立といった不確定要素を抱えつつIP化を進めていく必要があるという面がある。このため、既存事業者、新規事業者の別を問わず、IP化促進のための税制支援や融資制度等の必要な政策支援についても検討を行っていく必要がある。

IP化促進のための税制支援や融資制度等の支援策は有効なものと認識しておりますが、特定の既存事業者の従来の回線交換網に係る資本回収や上位レイヤーその他の事業領域における新たな収益基盤の確保のための支援は、特定の既存事業者を保護し、競争を歪める結果となると考えます。特定の事業者の経営を保護するための支援とならないよう、競争中立的な支援を検討すべきと考えます。

### 4-4. IP化の進展に対応した競争環境整備の在り方

#### 4-4-1. 基本的考え方 (P.61)

この点、電気通信事業分野におけるIP化に対応した競争政策の在り方としては、引き続きインフラ競争とサービス競争の双方を促進することが有効であると考えられる。すなわち、ボトルネック網に代替し得るネットワークの登場を促すとともに、当該ボトルネック性を有するアクセス網等の機能のオープン化によるサービス競争を通じ、利用者の選択可能性を更に拡大し、競争の利益を国民利用者に最大限還元できるよう努めていく必要がある。(以下、略)

最終報告草案に賛同いたします。IP化の進展に伴い、従来の電話における競争ルールから市場の変化に対応したルールへの見直しは必要と認識しておりますが、IP化が進展した場合においても、既存の固定系ドミナント事業者は既存の管路・電柱といった設備を保有し、アクセス網の構築を有利に進めることができることから、設備のボトルネック性・ドミナント性は、急速に解消するものではないと考えております。したがって、インフラ面におけるボトルネック性に着目した競争政策と、サービス面における市場支配力に着目

した競争政策を同時に促進すべきと考えます。

(1) 競争中立性の確保 (P.62)

競争中立的にサービス競争を促す観点からは、事業者間の自由競争を政策の機軸としつつ、公正競争確保の観点から必要と認められる場合には、非対称規制を適用することとし、当該規制の運用については、有効競争レビューの実施による市場画定を行い、各市場の競争進展度に応じた必要最小限の規制水準を確保することが適当である。この際、市場支配力があると認定された市場については、必要に応じて機動的に当該市場における市場支配力と密接に関連するサービス提供機能のアンバンドル化を図ることにより、協働型ビジネスモデルの登場の容易化を通じたサービスの多様化を実現する必要がある。また、市場支配力の認定に際しては、レイヤー縦断型のビジネスモデルが今後増加することを念頭に置きつつ、特定のレイヤーにおける市場支配力が他のレイヤーで濫用されていないかどうかを含め、総合的な観点から、市場支配力の認定方法について改めて詳細な検討を行っていくことが求められる。

最終報告草案に賛同します。前述のとおり、電気通信市場は急速に進展し、新たなビジネスモデルが次々に登場していることから、各市場における市場支配力の行使については継続的に検証する必要がある、その分析のために有効競争レビューを実施することは有効であると考えます。併せて、市場支配力による公正競争上の問題があると認定された場合の措置について検討すべき項目を明確にすべきと考えます。

(2) 技術中立性の確保 (P.62)

急速な技術革新が継続している電気通信事業分野においては特定の技術に偏った競争政策を採用することは適当でないと考えられることから、技術中立性を確保するため、例えば、異なる技術を用いた通信サービス（例えば、音声電話とIP電話）であっても同等の品質を確保しているものと利用者から広く認識されているものについては同等程度の規律を課すことが適当であり、また、IP化に適合した技術基準の在り方についても検討を行い、柔軟にその見直しを図っていくことが求められる。なお、当該規律の適用に際しては技術革新のインセンティブを損なうことのないよう配慮していくことも重要である。

最終報告草案にあるとおり、IPベースのネットワークにおいては同一のネットワーク上で様々な態様のサービス提供が可能という特徴をもっています。IP電話はIPネットワークの利用形態の一つであり、回線交換サービスとは技術的に全く異なるサービスであることから、「音声伝送役務」として区分し、「同等程度の規律を課すこと」は困難である

と考えます。すなわち、回線交換サービスである音声電話は、伝送設備の一部を占有するという特徴を持ち、一定の品質を確保するために呼損率等の水準が重要となる一方、IP電話は伝送設備を共有するベストエフォート型のサービス提供形態となるため、呼損率よりも遅延や音声品質等の水準が重要となり、「同等の品質」そのものを定義することが困難と考えます。

したがって、速やかなIP化を促進するための方策としては、ユーザ保護のための最低限の基準を定めた上で、競争によりサービスの普及を図り、規制の水準を見極めるのが適当と考えます。

#### 4-4-2. 具体的に検討が求められる事項

##### (1) 有効競争レビューの実施 (P.63)

(略)

この有効競争レビューを実施するに際しては、市場の代替性に関する検証、インフラ市場とサービス市場の競争実態の把握とその相互関連性の検証、レイヤー縦断型ビジネスモデルの与える影響の検証が重要である。

(略)

以上の留意点を踏まえつつ、有効競争レビューを定期的 (例えば2年ごと) に実施することにより、

- (a) 当該レビューの対象となる市場画定の在り方
- (b) 各市場における競争進展の状況
- (c) 競争が進展していないとすれば、その阻害要因の分析
- (d) 上記の阻害要因を排除し、健全な競争環境を実現するために必要最低限の競争ルールが措置されているかどうか (又は現行の競争ルールが有効に機能しているかどうか)

等の分析を行い、市場の画定の在り方等について行政の透明性を確保する観点から、情報通信審議会での審議、パブリックコメントの実施等のデュープロセスを経て、これを公表していくことが適当であると考えられる。

上記の分析手法についてはEUにおいても新指令に基づいて今後具体化が図られる方向にあり、我が国においても、具体的な分析手法については、今後改めて別に検討の場を設け、平成14年度内を目途に試行的に、例えばインターネットアクセス市場を対象として有効競争レビューを行うとともに、分析手法の確立に向けて積極的に取り組むことが適用であると考えられる。この際、検証を行うことが求められる項目としては、

- (a) 第一に、地域通信市場において、NTT東西の回線を活用して多数のDSL事業者が登場してきている現状等を踏まえ、当該アクセス市場 (サービス市場) について、

高速インターネットアクセス市場と超高速インターネットアクセス市場、固定市場と移動体市場の代替性の有無（代替性に関するユーザの認知度、需要と供給の価格弾力性等）等について検証することが必要である。

(b) 第二に、レイヤー縦断型ビジネスモデルにおいて、例えば、アクセス網のボトルネック性に起因する市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用されることのないよう、公正競争条件が有効に機能しているかどうか、また各レイヤーごとの公正競争条件が整備されているかどうかについて検証することが必要である。

(c) 第三に、東西NTTの活用業務、他分野におけるボトルネック設備保有事業者等に係る公正競争条件等についても、急速な市場環境の変化の中で引続き有効に機能しているかどうかについて継続的に検証していくことが求められ、当該レビューの中で必要な検討を行うことが適当である。併せて、NTT子会社等がNTT東西との連携により市場支配力を有するに至っていないか等の検証もこの中で実施することが望ましい。

最終報告草案に賛同します。前述のとおり、電気通信市場は急速に進展し、新たなビジネスモデルが次々に登場する中で、市場支配的な事業者が新市場において市場支配力を行使しているかどうか常にチェックする必要があり、その分析及び見直しのため、有効競争レビューを実施することは有効であると考えます。特に、最終報告草案にあるように、レイヤー縦断型ビジネスモデルにおけるネットワークレイヤーと他レイヤーとの市場支配力との関連性や東西NTT子会社に対する市場支配力の検証は早急に行うとともに、市場支配力による公正競争上の問題があると認定された場合の措置について検討すべき項目を明確にする必要があると考えます。

また、電気通信市場は急速に変化していることから、「レビューする手法」を確立することのみに時間を費やすべきでなく、最終答申草案にあるような試行的な取り組みやパブリックコメント等を通じた意見聴取の中で随時見直しを行うことにより手法の確立を行うべきと考えます。また、有効競争レビューの実施間隔としては、急速な市場の変化に合わせ、1年程度が適当と考えます。

### (3) 統合型サービスの登場と役務区分の在り方（P.66）

IP化の進展は、既に述べたように、音声・データ・映像の垣根を低下させ、統合型サービスとして一体的に提供される“XoIP”又は“Anything over IP”を実現するものであり、現行の役務区分（音声、専用、データ）についても、以下に述べるように多角的な観点から見直しが必要になるものと考えられる。この際、ユーザが同等のサービスと認識するもの（例えば、回線交換ベースの電話と同等の品質・信頼性を有し、同等の端末で利用可能なIP電話等）については、規制水準の同等性を確保することが技術中立性

の観点から求められる。

前述のとおり、IPサービスは回線交換サービスとは技術的に全く異なるサービスであることから、「規制水準の同等性を確保すること」は困難であると考えます。すなわち、音声電話等の回線交換サービスは、伝送設備の一部を占有するという特徴を持ち、一定の品質を確保するために呼損率等の水準が重要となる一方、IP電話等のIPサービスは伝送設備を共有するベストエフォート型のサービス提供形態となるため、呼損率よりも遅延や音声品質等の水準が重要となり、「同等の品質」そのものを定義することが困難と考えます。

したがって、速やかなIP化を促進するための方策としては、ユーザ保護のための最低限の基準を定めた上で、競争によりサービスの普及を図り、規制の水準を見極めるのが適当と考えます。

## 第5章 今後の検討課題（P.73）

平成14年1月に公表した中間報告では、上記の検討を通じ、当面実施することが適当と考えられる項目と更に検討を進めるべき項目とに分けて「ブロードバンド時代の新たな競争政策メニュー」を提示した。総務省においては、既にその一部について検討に着手され、その他についても今後検討が進められていくこととされているところであり（参考資料C参照）引き続き、着実にその推進に努めていくことが求められる。

最終報告草案において新たに追加された事項につきましても、「競争政策メニュー」として行動計画を示していただくよう要望いたします。特に、最終報告草案にて検討が必要として示された以下の事項について、現在検討が行われている事項との関連や有効競争レビューの対象とする項目との関連、今後の具体的な検討スケジュールを示していただきたいと考えます。

自主的競争ガイドラインの策定（1-3(3)P.11）

コンテンツデリバリーチャンネルとネットワークレイヤーにおける市場支配力との関連性（2-2-1 P.21）

東西NTT子会社に対する公正競争条件の確保及びグループ・ドミナンスの導入（2-2-2 P.22）

IP化促進のための税制支援・融資制度（4-3-3 P.58）

プラットフォームレイヤーのアンバンドル化（2-2-1 P.21、4-4-2(2)P.66）

IP化の進展に即した接続料・接続ルール（4-4-2(4)P.68）

IP化の進展に即した技術基準（4-4-2(5)P.68～P.69）

以上